技術提案者の選定及び技術提案書の特定に係る審査基準

【基町第十七アパート(仮称)改築工事基本設計業務】

1 業務実施上の条件

次の場合は、資格要件を満たさないものとする。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 照査技術者が一級建築士でない場合
- (3) 管理技術者、照査技術者及び意匠主任担当技術者が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合
- (4) 管理技術者、照査技術者及び記載を求めた各主任担当技術者のいずれかが兼務している場合
- (5)協力事務所が別紙4「広島市委託契約約款(建築設計業務用)」第11条の2の規定を満たしていない場合
- (6) 意匠の分担業務分野を再委託した場合
- (7) その他, 設定した条件を満たしていない場合

2 設計者の候補者の選定について

(1) 技術提案書の提出者の選定について

設計者選定審査委員会において、後記4の選定基準により参加表明書の審査(評価)を行い、参加表明書の提出者(以下「参加表明者」という。)のうち評価の合計点の高い者から技術提案書の提出者(以下「技術提案者」という。)を5者程度選定する。

(2) 技術提案書の特定について

設計者選定審査委員会において、後記5の特定基準により技術提案書及びヒアリングによる審査 (評価)を行い、総合評価点が最も高い者を「特定者」、次位の者を「次点者」として特定する。ただし、評価項目「業務実施方針及び手法」の評価点の合計が70点満点中6割未満である者、又は、同項目の評価の着目点のうちいずれかの評価点が各配点の2割以下である者は、特定しない。

(3) 設計者の候補者の選定について

上記(2)により特定された者を、特定者、次点者の順に、設計者の候補者として選定する。

3 無効について

参加表明書又は技術提案書が書類不備(誤記載を含む。)で確認できない場合、当該参加表明書又は 技術提案書を無効とする。

また、提出された技術提案書(様式8、様式9-1及び様式9-2)の中に技術提案者が特定できる内容を記載・掲載してある場合、その技術提案書は無効とし、特定しない。

4 技術提案者の選定基準について

技術提案者を選定するための評価点の算定は、**別紙7「技術提案者の選定基準」**に示す評価の着目点ごとの配点に次の(1)~(3)に示す評価係数を乗じて得られる各点数(四捨五入により小数第2位までとする。)の合計とする。

(1)参加表明者の技術力

参加表明者(設計共同体の場合は、代表構成員)が過去10年間(平成24年4月以降の業務で公示日までに完了しているもの)に、市等から受注した共同住宅の新築、改築又は増築の工事(改修及び模様替の工事を除く。)を対象とした基本設計又は実施設計の業務の実績を1件、下表に示す設計対象面積等の区分により評価する。

なお、設計対象面積は、当該実績業務における共同住宅の用途に供する床面積(他用途との共 用部を除く。)の合計とし、増築工事の場合には、既存部分を含めないこととする。 (注) 当該実績業務で、設計対象が複数棟ある場合には、建築基準法第6条第1項に基づく一つの申請又は同法第18条第2項の規定に基づく一つの通知を行った棟については、設計対象面積に各棟の面積を合算してよい。

評価基準	評価係数
① 設計対象面積 10,000 ㎡以上	1.0
② 設計対象面積 5,000 m²以上10,000 m²未満	0. 9
③ 設計対象面積 5,000 m²未満	0.3
④ 市等から受注した設計業務の実績がない	0

- ※ 市等とは、国、都道府県、市町村及び独立行政法人とする。
- ※ 設計共同体として受注した業務の場合には、上表の評価係数に参加表明者の出資比率を乗じて 得られる数値を評価係数(四捨五入により小数第1位までとする。)とする。

(2) 技術者の資格

次の表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
意匠	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
電気	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士 技術士 一級建築士	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0. 4
	二級電気工事施工管理技士 その他	0. 2
機械	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士 技術士 一級建築士	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士 その他	0. 2
共通	資格なし	0

- ※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合,上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。
- ※ 「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。
- ※ 「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。
- ※ 参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合(建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ(同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)に該当する場合を除く。)、建築士としての資格を評価しない。
- ※ 評価係数の重複カウントはしない。(分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。)

(3) 技術者の技術力

ア 経験年数

経験年数	管理技術者	主任担当技術者
21 ~	1.0	1.0
11 ~ 20	0.8	0.8
6 ~ 10	0.6	0.6
~ 5	0. 4	0.4

イ 平成24年4月以降の業務で公示日までに完了しているものの実績

過去の実績を次のとおり評価する。ただし、評価する実績は1件に限る。

なお、管理技術者及び主任担当技術者の各実績について(ア)×(イ)を算出した値(四捨五入により小数第2位までとする。)を「平成24年4月以降の業務で公示日までに完了しているものの実績」の評価係数とする。

(ア) 同種業務=1.0、類似業務=0.5とする。

共同住宅の新築、改築又は増築の工事(改修及び模様替の工事を除く。)を対象とした基本設計又は実施設計の業務の実績のうち、延べ面積 10,000 ㎡以上のものを同種業務とし、延べ面積 5,000 ㎡以上のものを類似業務とする。

なお、この延べ面積は、当該業務における共同住宅の用途に供する床面積(他用途との共用 部を除く。)の合計とし、増築工事の場合には、既存部分を含めないこととする。

(4(1)の(注)と同様とする。)

(イ) 携わった立場

~ ·		
過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者	1.0	1.0
主任担当技術者	0. 5	1.0
担当技術者	0. 25	0. 5
上記のいずれの立場にも該当しない	0	0

[※] 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

ウ 継続教育 (CPD)

令和3年度(4月1日~翌3月31日)において、取得したCPD取得単位を評価する。(CPD取得単位は「建築CPD運営会議」が証明する写しにより確認する。)

CPD取得時間	評価係数
12 時間以上	1.0
6 時間以上 12 時間未満	0.6
6 時間未満	0. 2
取得していない	0

エ 過去の受賞歴(管理技術者及び意匠主任担当技術者)

管理技術者及び意匠主任担当技術者について、主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴の 回数を評価する。

なお、受賞歴の評価に当たっては、日本国内のものに限り、建築関係建設コンサルタント業務のうち、地方公共団体、一般社団法人日本建築学会、社団法人日本建設業連合会(旧社団法人建築業協会)又は一般社団法人公共建築協会等の公的又は公益的機関による建築作品(建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としない。)としての受賞歴(以下「受賞歴」という。)があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記載するとともに、受賞実績がわかるもの(賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等)を添付した場合対象とする。

[※] 携わった立場が複数ある場合は、上位の立場で評価する。

評価基準	評価係数
① 受賞歷3回以上	1. 0
② 受賞歷2回	0.6
③ 受賞歴1回	0. 2
④ 受賞歴が無い	0

建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞については、**別紙9「建築業界における公的 又は公益的機関の主たる賞について」**のとおりとする。

5 技術提案書の特定基準について

- (1) 技術提案書を特定するための総合評価点は、**別紙8「技術提案書の特定基準」**による評価の着目点ごとの評価点の合計とする。(四捨五入により小数第2位までとする。)
- (2) 評価の着目点ごとの評価点は、各審査委員の評価による下表に示す評価係数に、別紙8「技術 提案書の特定基準」による配点を乗じて得られる点数の平均値とする。(四捨五入により小数第2 位までとする。)

【各評価の着目点の評価係数】

	各審査委員の評価係数				
評価の着目点	極めて良・高い	良好・高い	普通	やや不十分・ 低い	不十分・低い
業務の理解度 及び取組意欲	1.0	0.8	0.7 · 0.6 · 0.5	0.4	0. 2
業務の実施方 針	1.0	0.8	0.7 · 0.6 · 0.5	0. 4	0. 2
評価テーマに 対する技術提 案	1. 0	0.8	0.7 · 0.6 · 0.5	0. 4	0. 2

(3) ただし、表現方法が別紙10「表現の許容範囲の取扱い」に定める許容範囲を超えているものが含まれると判断される場合は、次のとおり技術提案書の評価点を減点するものとする。

	許容されない表現を記載した場合	
文章を補完するイメージ図等	評価の着目点、評価テーマごとに、当該評価点からその1/2を減点する	

【第1回 審査委員会】

○審査基準の策定に関すること

1 委員長による議事の進行

 \triangle

2 審査基準の決定

審査基準(案)について意見交換、質疑応答等により審議して決定

【第2回 審査委員会】

〇技術提案書の提出者の選定に関すること

1 委員長による議事の進行

 \bigcirc

2 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出を求める者の選定について、審議して決定

【第3回 審査委員会】

〇技術提案書の審査、特定に関すること

1 委員長による議事の進行

 \bigcirc

2 ヒアリングスケジュール、留意事項の説明

ヒアリング前の事前打ち合わせ

乀

3 技術提案書の提出者へのヒアリング

技術提案書の提出者1者ごとに説明の後、各委員から質疑



4 意見交換及び評価

委員相互の意見交換により審議し、各委員個別に評価し、事務局で集計



5 技術提案書の特定

集計結果を協議・確認し、最終集計結果について了承後に設計の候補者を特定



設計者の候補者の特定・通知

審査結果を技術提案者に通知し、特定者名、理由、技術提案書等を公表

乀

広島市都市整備局委託業務等競争入札参加者等指名委員会

設計者の候補者と随意契約することの適否について審査



契約

指名委員会の了承を得て、見積合わせの上、契約締結